

(国連広報センター『前文』、外務省『JAPAN SDGs Action Platform』、内閣官房外務省『自発的国家レビュー(VNR)2021年6月を』を元に作成)

今月は、SDGs「目標4」と「目標5」のターゲットとグローバル指標を学習する。

1. SDGs【目標4】:「すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」



(1) <目標4の10のターゲット>

- 4.1 2030年までに、すべての女兒及び男児が、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初頭教育及び中等教育を終了できるようにする。
- 4.2 2030年までに、すべての女兒及び男児が、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び修学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
- 4.3 2030年までに、すべての女性及び男性が、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
- 4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
- 4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
- 4.6 2030年までに、すべての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
- 4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
- 4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
- 4.b 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象として、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
- 4.c 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員養成のための国際協力などを通じて、資格を持つ教員の数を大幅に増加させる。

次に、「目標4」の進捗評価測定基準としている「グローバル指標」を学習する。

(2) <「10つのターゲット」の進捗評価測定基準とする「11のグローバル指標」>

- 4.1.1 (i) 読解力、(ii) 算数について、最低限の習熟度に達している次の子供や若者の割合(性別ごと)
 - (a) 2~3学年時、(b) 小学校修了時、(c) 中学校修了時
- 4.2.1 健康、学習及び心理社会的な幸福について、順調に発育している5歳未満の子供の割合(性別ごと)
- 4.2.2 (小学校に入学する年齢より1年前の時点で)体系的な学習に参加している者の割合(性別ごと)
- 4.3.1 過去12ヶ月に学校教育や学校教育以外の教育に参加しえいる若者又は成人の割合(性別ごと)
- 4.4.1 ICT(Information and Communication Technology/情報通信技術)のスキルを有する若者や成人の割合(スキルのタイプ別)
- 4.5.1 詳細集計可能な、本リストに記載された全ての教育指数のためのパリティ指数(女性/男性、地方/都市、富の五分位数の底/トップ、またその他に、障害状況、先住民、紛争の影響を受けた者等の利用可能なデータ)
- 4.6.1 実用的な(a)読み書き能力、(b)基本的計算能力において、少なくとも決まったレベルを達成した所定

の年齢層の人口割合(性別ごと)

- 4.7.1 ジェンダー平等および人権を含む、(i)地球市民教育、及び(ii)持続可能な開発のための教育が、(a)各国の教育政策、(b)カリキュラム、(c)教師の教育、及び(d)児童・生徒・学生の達成度評価に関して、全ての教育段階において主流化されているレベル
- 4.a.1 以下の設備等が利用可能な学校の割合
 - (a)電気、(b)教育を目的としてインターネット、(c)教育を目的としたコンピューター、(d)障害を持っている学生のための適切な設備・教材、(e)基本的な飲料水、(f)男女別の基本的なトイレ、(g)基本的な手洗い施設(WASH 指標の定義別)
- 4.b.1 小楽器のための ODA(政府開発援助)フローの量(部門と研究タイプ別)
- 4.c.1 各国における適切なレベルで教育を行うために、最低限制度化された養成研修あるいは現職研究(例:教授法研修)を受けた(a)就学前教育、(b)初等教育、(c)前期中等教育、(d)後期中等教育に従事する教員の割合

以上が、SDGs「目標4」の全容となっている。つづいて、日本及び世界の進捗状況の一部を紹介する。

2. [2021年VNR「目標4」の進捗状況・政府評価]

日本の現状は、目標を達成している。2019年10月から幼児教育・保育の無償化。学習指導要領の改訂が行われ、持続可能な開発のための教育(ESD)の理念が盛り込まれ、小学校では2020年4月から、中学校では2021年4月から高校では2022年4月から順次実施。

3. [国連:持続可能な開発目標(SDGs)報告書2023年版特別版・「目標4」の進捗評価報告]

ゆっくりと前進しているものの世界は質の高い教育の実現からはほど遠い。追加措置は講じなければ、2030年時点で、8400万人の子どもと若者が学校に通えない。3億人の生徒が読み書き・計算の基礎学力を身に付けられない。6ヶ国中1ヶ国しか、全員が中等教育を修了するという目標を達成できない。

【目標5】

4. SDGs【目標5】:「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」

(1) <目標5の9つのターゲット>

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的なアクセスを確保する。
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5.b 女性のエンパワーメント促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでのエンパワーメントのための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。



次に、「目標5」の進捗評価測定基準としている「グローバル指標」を学習する。

(2) <「9つのターゲット」の進捗評価測定基準とする「14のグローバル指標」>

- 5.1.1 性別に基づく平等と差別撤廃を促進、実施及びモニターするための法律の枠組みが制定されているかどうか
 - 5.2.1 これまでにパートナーを得た15歳以上の女性や少女のうち、過去12ヶ月以内に、現在、または以前の親密なパートナーから身体的、性的、精神的暴力を受けた15歳以上の女性や少女の割合(暴力の形態、年齢別)
 - 5.2.2 過去12ヶ月以内に、親密なパートナー以外の人から性的暴力を受けた15歳以上の女性や少女の割合(年齢、発生場所別)
 - 5.3.1 15歳未満、18歳未満で結婚又はパートナーを得た20~24歳の女性の割合
 - 5.3.2 女性性器切除を受けた15歳~49歳の少女や女性の割合(年齢別)
 - 5.4.1 無償の家事・ケア労働に費やす時間の割合(性別、年齢、場所別)
 - 5.5.1 国会及び地方議会において女性が占める議席の割合
 - 3.5.2 管理職に占める女性の割合
 - 3.6.1 性的関係、避妊、リプロダクティブ・ヘルスケアについて、自分で意思決定を行うことのできる15歳~49歳の女性の割合
 - 5.6.2 15歳以上の女性及び男性に対し、セクシャル/リプロダクティブ・ヘルスケア、情報、教育を保証する法律や規定を有する割合
 - 5.a.1 (a)農地への所有権又は保障された権利を有する総農業人口の割合(性別ごと)
(b)農地所有者又は権利者における女性の割合(所有条件別)
 - 5.a.2 土地所有及び/又は管理に関する女性の平等な権利を保障している法的枠組(習慣法を含む)を有する国の割合
 - 5.b.1 携帯電話を所有する個人の割合(性別ごと)
 - 5.c.1 ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための公的資金を監視、配分するシステムを有する国の割合
- 以上が、SDGs「目標5」の全容となっている。つづいて、日本及び世界の進捗状況の一部を紹介する。

5. [2021年VNR「目標5」の進捗状況・政府評価]

日本の現状は、深刻な課題がある。上場企業の女性役員数は5年間で2.2倍、民間企業の各役職段階に占める女性の割合も上昇するなど、女性活躍は一定の前進が見られるが、日本のジェンダー指数の総合順位は156ヶ国中120位。

6. [国連:持続可能な開発目標(SDGs)報告書2023年版特別版「目標5」の進捗評価報告]

世界は、2030年までにジェンダー平等を達成するための軌道から外れている。今のままだと、児童婚がなくなるまでに300年かかる。法的保健の空白を埋め差別的な法律を撤廃するまでに286年かかる。職場でのリーダーシップが男女平等になるまでに140年かかる。

さて、SDGs目標4と目標5の詳細学習は終了です。

今月は、国連の「目標5」の進捗評価「ジェンダー平等を達成するための軌道から外れている。」という評価の背景を、「児童婚」の視点から学習してみましょう。

国連は、2012年10月11日「国際ガールズ・デー」を創設し、女子のエンパワーメント(女性が個人としても社会集団としても、自身の力を最大限に発揮し、社会や企業などの意思決定のプロセスに積極的に参加できる状態)と権利の確保に光を当てる取り組みを開始しました。このときの国連総長のメッセージは、「(前略)国連は初の「国際ガールズ・デー」に際し、児童婚の問題に焦点を当てています。全世界で、20歳から24歳の若い女性の3人に1人に当たる約7,000万人が、18歳未満で結婚しています。過去30年間、新婦に子どもが占める割合は全体として減ってはきましたが、特に農村部や最貧層で、この問題が根強く残っています。この傾向が続けば、18歳の誕生日を迎える前に結婚する女子の数は、今後10年間に1億

5,000 万人にも上るおそれがあります。

児童婚は女子から機会を奪います。健康は危険にさらされ、暴力や虐待を受けるおそれが高まるばかりか、早期の望まない妊娠という、しばしば生死にかかわるリスクを負うことにもなります。母親が 18 歳未満の場合、生まれた子どもが 1 歳未満で死亡する危険性は、母親が 19 歳以上の場合よりも 60%高くなります。

教育は、女子を児童婚から守る最善の戦略のひとつです。学校に通い、早期の結婚を免れた女子は、自分自身にとっても、その家族にとっても、よりよい暮らしの基盤を築くことができます。また、若いうちに結婚した場合でも、教育や経済的機会、HIV 予防やリプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)などの保健サービスが得られれば、暮らしを豊かにし、将来を切り開く助けとなります。(後略)

この取り組みは、2015年9月25日第70回国連総会で採択された「SDGs2030アジェンダ」、目標4:「質の高い教育をみんなに」、目標5:「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」、につながっています。「国際ガールズ・デー」の開始から11年、SDGs宣言から8年経過した2023年の世界の現状は、国連2023報告書特別版で公表された「軌道から外れている。」という、状況です。

次に、他の国際機関の視点から、「児童婚」をみてみましょう。

ユニセフ(国連児童基金)は、世界中の子どもたちの命と健康を守るために活動する国連機関としての視点から、次のように述べている。

「(前略)児童婚とは、18 歳未満の子どもと成人、または他の子どもとの間で行われる正式な結婚や事実上の婚姻関係を指します。

児童婚は、子どもの権利の侵害であり、個人や社会に深刻な影響を及ぼします。早期の結婚は、教育の中断、健康リスクの増大、経済的機会の喪失など、子どもたちの将来にわたる可能性を制限します。特に女の子は、妊娠や出産に伴う健康リスクに直面して、家庭内暴力の被害も受けやすくなります。また、児童婚は貧困の連鎖を強化し、ジェンダー不平等を助長します。

SDGs(持続可能な開発目標)の目標 5 は、ジェンダーの平等の達成と、すべての女性と女の子の能力強化を行うことを掲げています。」

また、ユニセフ(UNICEF) data-Chills Marriage によれば、世界で約6億5千万人の女性が、18未満で結婚を経験している。児童婚の割合が高い地域は、西部・中部アフリカ地区若い女性の37%(10人に4人近く)、東部・南部アフリカ地区32%、南アジア28%、ラテンアメリカ・カリブ諸国地区21%。児童婚の要因として、以下が指摘されている。

- (1).貧困: 経済的困難に直面する家庭では、娘を早期に結婚させることで経済的負担を軽減しようとする傾向がある。
- (2).教育の欠如: 教育の機会を得られなかった母親の子供は、出生登録がされてない割合が高く、これが児童婚のリスクを高める。
- (3).有害な伝統的慣習: 一部のコミュニティでは、児童婚が伝統的な慣習として根強く残っており、これが児童婚の継続につながっている。

「児童婚」の視点からみることで、SDGs「目標5」と「目標4」が関連していることがわかりますね。そして、「児童婚」の現状を知ると、国連の「軌道から外れている。」という、評価の背景を理解できると思います。

現在の日本社会の中からだけの視点では、ほぼ考えられない「児童婚」の問題は、私達にグローバルな視点で見ること、考えることが必要であることを教えてください。

さて、今月で、SDGs17の目標のうち、目標5までの学習が終わりました。余談ですが、学びには、知らなかったことを知る楽しみがあります。また、知ったことで、新たな「何故?」を発見する等、知的好奇心の連鎖を呼び起こしてくれます。『知るを楽しむ』は脳の活性化につながりますよ。脳トレを兼ね、SDGs の学習を継続していきましょう。

以上